

秋田市農委告示第10号

下記農地は農地法（昭和27年法律第229号）第33条第1項に該当する農地であるので、同条第2項の規定により準用する同法第32条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月30日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋



1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地の所有者 等の情報
秋田市金足岩瀬字大 表28番1	田	504	所有権	登記名義人 廣川勝輝
秋田市金足岩瀬字大 表30番2	田	127	所有権	登記名義人 廣川勝輝

農地法第33条第1項：耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この告示は、農地法第33条第1項の農地について、同条第2項の規定により準用する同法第32条第2項および第3項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用および収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて秋田市農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務

所の所在地・代表者の氏名)

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

- 4 また、この告示があった日から起算して2か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に係る農地について県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。